

## 第9回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年4月5日（金） 午後3時00分

場所 上市町役場 2階 第1会議室

出席委員 9名  
1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 4番 村上 正毅 5番 酒井 喜之  
6番 宮崎 順子 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男 10番 林 忠治  
12番 碓井 繁

出席推進委員 6名

事務局 出席者  
事務局長 酒井 紀明  
事務局長代理 田中 明紀子

議事録署名委員 6番 宮崎 順子 8番 大江 登美江

- 議事日程
1. 開 会
  2. 会長の挨拶
  3. 議事録署名委員の指名
  4. 議 案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について  
  
議案第3号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について
  5. その他
  6. 次回委員会等の開催予定について  
第10回総会  
日時 令和3年5月13日（木）午前9時から  
場所 上市町役場2階 第一会議室
  7. 閉会

午後3時00分 開会

事務局長 それでは、第9回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しく申し上げます。  
只今の出席委員は、12名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。なお、推進委員の皆様にも年度当初ということで6名全員の皆様にご出席いただいております。

開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

事務局長 会長ありがとうございました。  
それでは議事に入りたいと思います。  
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しく申し上げます。

会長 議事録署名委員は、6番 宮崎委員と8番 大江委員をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

申請地見取り図は3ページから4ページにございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番と2番について) 1番、2番については従来から利用権設定をして●●●●さんが耕作されておりましたが、更新しないで売買ということになりました。所有者の●●●●さんは高齢であり、維持管理していくのは困難なため●●●●さん、●●●●さんに譲り渡すこととしたそうです。参考として子供さんたちは皆さん県外に住んでおられて、現在家にいるのは所有者夫婦2人だけだということです。特に問題ないと考えられます。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 内容は今言われたとおりなんです。譲り受け人がこれまで耕作しておられた方から変わるとかそういうことではありませんので、そのまま継続して耕作していただければと思います。問題ないと思います。

会長 これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

(異議なしの声)

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

全員賛成と認めます。議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

では次に「議案第2号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。  
今回利用権の設定は、全体で13件、面積は60,403.80㎡です。内訳は再設定10件、新規3件で主な作付け作物は水稲です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

補足ですが、●●●●さんという個人のお名前で沢山の案件が出ております。これ実は、●●の●●●●●●という集落営農組織の代表の方のお名前です。実際の作業は営農組織で行いますのでよろしくをお願いします。説明は以上です。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第2号については原案どおり承認いたしました。

では次に「議案第3号 農地法第2条第1項の規定に関する非農地の決定について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員、推進委員から説明と意見ををお願いします。

委員 (1番～7番について)先ほど会長、職務代理、●●推進委員、事務局の6人で現地を確認してきました。場所は申請地見取り図にありますように●●からずっと上の方へ行くと●●●●があるんですが、その県道を●●で右折しまして町道で坂道になっております。そこを上りきったところに●●の集落があるんですが、その集落の手前の●●沿いにあります。現地の状況ですが、現地確認写真にありますように、大半が杉林で30年近く経ったものじゃないかなと思って見て参りました。まさに森林の様相を呈しております。一部杉林でないところもありますが、イノシシがほった跡などがあったりしてかなり荒廃しております。そういった状況で農地に復元するには相当な整備が必要と思われしますので、復元は著しく困難と思われまして。仮に農地として復元しても継続して利用することはできないと思います。このことから農地に該当しないと思います。

また、所有者の1番～6番までは●●出身の方でありますけれども、現在●●には空き家が何件かありますが人は住んでおられません。7番については、町道敷であります。そういったことから非農地と判断します。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 今ほど言われたとおりですが、1番から6番の所有者の方が●●集落の出身で、今は全部おられなくて空き家ばかりです。写真見られたとおり誰が見ても現場を農地に復元することは困難だと思います。たとえ復元できたとしても悪条件でやれないと思います。

会長 職務代理も同行していただきましたのでご意見を伺いたいと思います。

職務代理 今ほど担当委員が言われたとおりで、非常に荒れております。そして杉も大変大きくなっております。復元するのはなかなか困難じゃないかと判断をしました。

会長 前回の非農地証明と違いまして今回地元の方からこのお話があったのでしょうか。

事務局長 はい。こちらについては産業課として説明いたします。写真を見られたとおり、登記上の田の上に杉の木があります。この杉を手入れするにあたって林業の予算を使って、たとえば森林組合がそういったことを行うにしても、地目が山林でなく田のままで林業関係の予算を投入することはできません。そういったことで地目を山林にすることによって森林の手入れ、たとえば間伐なり枝打ちなりそういったことができるということで、現在の農地を非農地ということをお願いしたいということでございます。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

(異議なしの声)

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり非農地と判断することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第3号については原案のとおり承認いたします。

次にその他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局、その他連絡事項朗読)

会長 以上をもちまして、第9回上市町農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午後4時00分 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和3年4月5日

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

6 番 宮崎 順子

8 番 大江 登美江